

公益財団法人いわて産業振興センター技術振興基金運用規程

平成27年12月18日制定

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人いわて産業振興センター(以下「センター」という。)が、県内企業の技術の高度化及び研究開発型企業の育成のために設置している技術振興基金(以下「基金」という。)の円滑な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(基金運用収入の使途)

第2条 基金の運用益から生じる収入は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第13条第2項第1号に規定する公益実施費用額に充てるものとする。

2 前項の公益実施費用額中、基金の運用益から生じる収入を充てる事業については、理事長が別に定める。

(基金の運用条件等)

第3条 基金は、他の資産と区別しなければならない。

2 基金は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、岩手県知事の承認を得て、これを処分し、又は担保に供することができる。

3 基金は、確実な方法で運用しなければならない。

4 当該基金に係る経理は、他の経理と区分するとともに、收支の事実を明確にした関係書類を整理し、かつ当該事業が完了した日の属する年度の終了後、5年間関係書類を保存しなければならない。

5 剰余金が生じたときは、翌年度の当該活動に係る運用財産に繰り越すものとし、基金に繰り入れる際には理事会の議決を経るものとする。

(補則)

第4条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(公開)

第5条 この規程は、センターホームページにより公表する。

(改正)

第6条 この規程の改正は、理事会の決議により行う。

附 則

この規程は、平成27年12月18日から施行する。(平成27年12月18日 理事会議決)